

# 8 環境に配慮した まちづくり

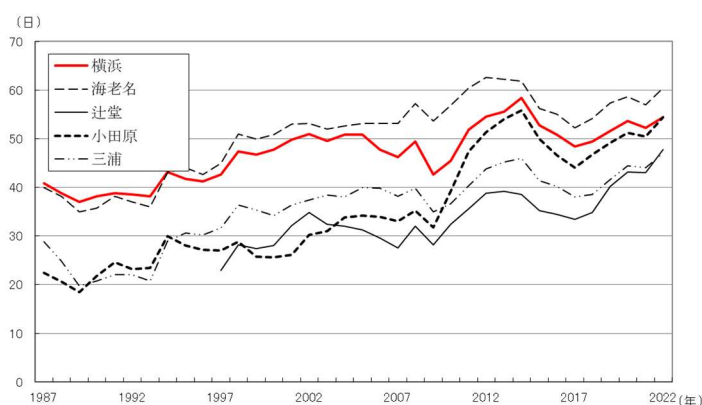


## 1 現況

都市部では、郊外に比べて気温が高くなるヒートアイランド現象が認められています。地球温暖化の影響により、熱中症の発症リスク増大等も予測されており、都市部の暑熱環境の改善が必要です。また、都市の身近な緑地が減少しています。

自然、歴史、文化等を尊重し、地域の個性を生かした魅力ある景観の保全や創造、都市公園や水辺施設等の整備、都市アメニティ（快適さ）の向上などが課題となっています。

真夏日日数の推移（5年移動平均）



\* 気象庁観測データより作成

## 2 県の取組

### (1) 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成

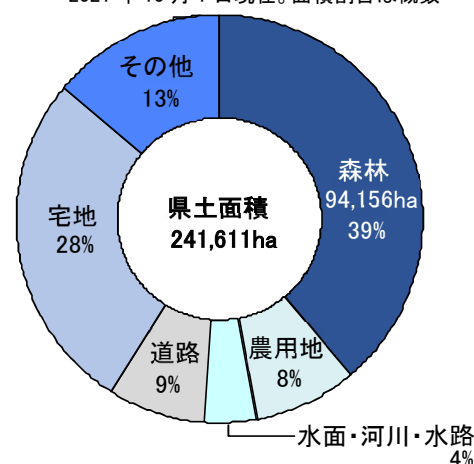
都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、県内の土地利用面積割合では、森林が約4割となっています。

都市部における、みどりの質的・量的な創造と保全のため、県立都市公園の整備などの公共施設の緑化を推進しています。

2021年度には、県立座間谷戸山公園の開園面積を拡大するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

県土の土地利用面積割合

\* 2021年10月1日現在。面積割合は概数



各年度末の都市公園整備面積実績

(単位：ha)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
面積	4,636	4,714	4,789	4,914	4,981	5,012	5,031	5,115	5,172	5,303

\* 数値は県と市町村の合計値

## (2) 人や自然にやさしい水辺づくり

従来の施設整備は主に安全対策に視点を置いていました。そのため、自然環境の保全という視点が弱かったことを否定できません。現在は、失われていた自然環境を保全していくため、河川や海岸等の整備・改修に当たり、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造することに努めています。景観を含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

2022年度は、小出川など6河川において、河川の緑化に努めるなど、自然環境や景観に配慮した川づくりを実施しました。茅ヶ崎海岸など10海岸では、砂浜の回復・保全を目的として、自然環境や景観に配慮した海岸づくり（養浜）を実施しました。

自然環境等に配慮した整備河川数

年度	2019	2020	2021	2022	2023 (予定)
河川数	9	11	8	6	7

自然環境等に配慮した海岸数

年度	2019	2020	2021	2022	2023 (予定)
海岸数	8	9	7	10	11



(養浜 (茅ヶ崎市中海岸))

## (3) 景観まちづくり・環境と共生するまちづくり

「神奈川県景観条例」及び「神奈川県景観づくり基本方針」に基づき、具体的な景観づくりに取り組む市町村を支援するとともに、広域的な調整に努めています。

また、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づき、県央・湘南都市圏において環境共生に取り組む事業や組織を認証するとともに、事業者への制度説明などを行い、普及啓発に努めました。さらに、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、「環境共生モデル都市ツインシティ」の整備を進めています。平塚市大神地区では、土地区画整理組合による土地区画整理事業が進められており、寒川町倉見地区では、まちづくり計画の具体化に向けた取組を進めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f655/index.html> (かながわの景観)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r8s/index.html> (環境共生モデル都市圏)



## (4) ヒートアイランド対策

ヒートアイランドの発生状況は、県内全域を気温測定により把握し、結果を環境科学センターのホームページで公開しています。また、県や九都県市ホームページで普及啓発等を実施しています。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/temp\\_rainfall/heatisland.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/temp_rainfall/heatisland.html)



## (5) 環境への負荷が少ない交通の推進

交通信号機の集中制御化や光ビーコンの整備を進めるなど、新交通管理システム(UTMS)の充実を図っています。交通実態に適した信号制御にて交通渋滞を抑制し、交通公害の低減を図るとともに、LED信号機の整備にて消費電力削減に取り組んでいます。

また、UTMSのサブシステムである公共車両優先システム(PTPS)により、路線バスのスムーズな運行を確保し、マイカーからの転換を促しています。さらに、車両の分散誘導によって排気ガス等を低減し、環境の改善を目指す交通公害低減システム(EPMS)を川崎市南部に導入しています。



(矢尻バス停サイクルアンドバスライド)

市町村の取組を促すため、パークアンドライドや自転車利用促進等の情報提供を行うなど、交通需要マネジメントを推進しています。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/jutai/mesf3020.html> (交通管制センター)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f7142/index.html> (交通関係ソフト施策実施事例集)



## (6) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業において、適正な環境配慮がなされるようにするための制度です。大規模な開発事業を行う場合、環境への影響を事前に調査、予測、評価し、結果に基づいて事業者、住民、行政が意見を出し合います。

1981年の制度開始から2022年度末までに、県の評価対象となった事業は118件ありました。種類別に見ると、多い順から「研究所の建設」17件、「電気工作物の建設」14件、「道路の建設」13件となっています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f247/index.html>



## (7) 環境配慮評価システム

県は、自ら実施する大規模事業について、より環境に配慮した基本計画を策定するため、「環境配慮評価システム実施要綱」を定め、環境配慮の評価等を行っています。対象事業は、道路建設、建築物建設、用地造成など 15 種類で、環境配慮検討書の提出後は内容審議及び結果通知等の手続をとる必要があります。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f4164/index.html>

